# 矢巾町個人住宅取得資金利子補給金について【制度概要】

町では人口増加を促進するため、町内で新たに住宅取得またはリフォームを行う定住希望者に対し、 指定金融機関で契約した住宅ローン・リフォームローンに係る利子の一部を交付します。

◆申し込み期間:令和4年4月1日 から 令和6年3月31日まで

# ◎対象となる方

①令和4年 4月1日時点で 県外に 住所のある方

# ◎利子補給を受けるための条件

町内に自ら定住するため、指定金融機関で以下の住宅取得 またはリフォームを目的とするローンを契約した場合。



#### 戸建て住宅

#### 分譲マンション

·床面積50㎡以上 ・住宅部分が1/2以上 あり独立して生活可 ・本人専有部分の床 面積が50㎡以上 (戸建て住宅の区分 所有も同様)



中古住宅購入後 1年以内 または 新たに3世代以 上の同居が目的





+

◎利子補給内容

年間の利息額相当分

を20万円を上限として 次の期間交付します。

住宅ローン 5年

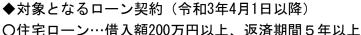
・リフォームローン 3年

## 地方創生優遇措置

次の条件に当てはまる 場合、交付期間を2年 間延長できます。

- ①中学生以下の子ども あり (出産予定含む)
- ②三世代以上の同居
- 3婚姻後5年以内
- 4年の事業者が施工





〇リフォームローン…借入額100万円以上、返済期間3年以上

### ◆指定金融機関

〇岩手銀行 矢巾支店1019-697-8561 流通センター支店14019-638-5533

〇北日本銀行 矢巾支店16019-697-3431 流通センター支店16019-638-1381

矢巾支店私019-697-9100 流通センター支店12019-638-2211 〇東北銀行

〇盛岡信用金庫 矢巾支店私019-697-8800 〇岩手中央農業協同組合矢巾支所 私019-697-6888

◆問い合わせ・申し込み 矢巾町役場 企画財政課企画コミュニティ係 Ta.019-611-2721 (裏面の注意事項もお読み下さい。)

#### [注意事項(抜粋)]

- 1. 本制度は1人につき1回まで、1件の貸付金に対して適用となります。
- 2. 貸付金が次のいずれかに該当する場合には、利子補給の対象となりません。
  - (1) 申請日の前年において市町村民税又は特別区民税の滞納がある人に対する貸付けである場合
  - (2) 住宅の新築、購入又は改修を含まない貸付けである場合(例:土地だけの取得など)
  - (3) 独立行政法人住宅金融支援機構の長期固定金利住宅ローン (フラット35) 又は災害復興住宅融資である場合
  - (4) 既存の住宅ローン等の借り換えに相当する貸付けである場合
  - (5) 既存住宅の建替えに対する貸付けである場合(新たに3世代同居を目的とするものを除く)
  - (6) 対象住宅が共有名義で、借受者の持分が2分の1未満である場合
  - (7) 主たる債務者が借受者以外である場合
  - (8) ローン借受者が矢巾町生活再建住宅支援事業補助金交付要綱に基づく利子補給補助金を受けている場合
- 3. 利子補給の期間内に次のいずれかに該当した場合、町はその時点をもって利子補給を打ち切るか、悪質な場合は利子補給済み額の返還を命じる場合があります。町はその事実の有無を確認するため、申請者又は金融機関に対して調査を行う場合があります。
  - (1) 毎年12月末日時点において貸付金の返済が停止している場合
  - (2) 市町村民税又は特別区民税の滞納があった場合
  - (3) 貸付金の完済を行った場合
  - (4) 対象住宅の居住以外の目的への転用を行った場合
  - (5) 対象住宅の第三者への譲渡又は貸付けを行った場合
  - (6) 対象住宅の工事完了後、転居が3ヶ月以上遅れた場合
  - (7) 矢巾町生活再建住宅支援事業補助金交付要綱に基づく利子補給補助金を受けた場合
- 4. 本制度による利子補給金は所得に該当しますので、申告が必要となります。
- ※詳細については、矢巾町個人住宅取得資金利子補給金交付要綱をご確認ください。